

資 料 編

鹿児島市子ども・子育て支援事業計画の策定経過

年	月	日	会議名等	内 容
25年	7月	2日	第1回 策定推進委員会 (庁内委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て関連3法について ・鹿児島市子ども・子育て会議の概要について ・子ども・子育て支援事業計画について ・子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズの把握について
	7月	9日	第1回 子ども・子育て会議 (庁外委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健計画について ・今後のスケジュールについて ・保育部会の設置について ・かごしま市すこやか子ども元気プランの推進状況について
	8月	8日	第1回 保育部会 (庁外委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二次かごしま市保育計画」の概要について ・鹿児島市の現状及び「第二次かごしま市保育計画」の進捗状況について ・「第二次かごしま市保育計画」の改定について ・「第二次かごしま市保育計画」の改定素案について
	9月	13日	子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査	就学前児童及び小学校児童の保護者等を対象に、子育て支援に関するニーズ調査を実施 (9月13日～9月30日)
26年	1月	15日	第2回 保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二次かごしま市保育計画」の改定について ・平成27年度へ向けた「平成26年度保育所等整備計画」に係る改定案の保育必要量 ・「第二次かごしま市保育計画」の改定案について
	1月	22日	第2回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画について ・ニーズ調査の結果(速報)について ・「教育・保育の提供区域」について ・「第二次かごしま市保育計画」について ・今後のスケジュールについて
	1月	28日	第2回 子ども・子育て会議	

年	月	日	会議名等	内 容
26年	3月	13日	第3回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関するニーズ調査報告書について ・母子保健計画について（国の協議状況） ・「母子保健計画策定に向けた市民意識調査」の実施について
	3月	14日	第3回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画における「基本理念・基本的視点（案）」について ・子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園の設備と運営の基準に関する条例制定について
	4月	22日	第4回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健計画について（国の協議状況） ・「母子保健計画策定に向けた市民意識調査」の実施について
	4月	24日	第4回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園の設備と運営の基準に関する条例制定について ・「鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について ・子ども・子育て支援事業計画における「基本理念・基本的視点」について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について ・スケジュールについて
	7月	23日	第5回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健計画策定に向けた市民意識調査結果速報（一部抜粋） ・子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
	8月	1日	第5回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について ・子ども・子育て支援新制度施行にかかる条例で定める各種基準案に関するパブリックコメント手続きの実施結果について ・保育の必要性の事由について ・かごしま市すこやか子ども元気プランの推進状況について
	8月	11日	第3回 保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二次かごしま市保育計画」の進捗状況について ・「かごしま市保育所等整備計画」の骨子案について
	8月	27日	第6回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールの変更について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」について ・保育所等の利用調整について
8月	29日	第6回 子ども・子育て会議		

年	月	日	会議名等	内 容
26年	10月	15日	第4回 保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市保育所等整備計画（素案）について ・夜間保育について
	10月	21日	第7回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市子ども・子育て支援事業計画素案（案）について ・鹿児島市保育所等整備計画（素案）について ・夜間保育について
	10月	23日	第7回 子ども・子育て会議	
	11月	17日	パブリックコメント 手続	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援事業計画素案」及び「保育所等整備計画素案」について （11月17日～12月16日）
27年	1月	22日	第5回 保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市子ども・子育て会議について ・鹿児島市保育所等整備計画（素案）のパブリックコメントへの意見について ・鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（素案）及び鹿児島市保育所等整備計画（素案）の修正について ・幼保連携型認定こども園の認可について ・特定教育・保育施設の確認（利用定員）について
	1月	26日	第8回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て会議条例の改正について ・母子保健計画策定に向けた市民意識調査報告書について ・「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」及び「鹿児島市保育所等整備計画」の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について ・「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」及び「鹿児島市保育所等整備計画」の素案修正内容について ・幼保連携型認定こども園の認可について ・特定教育・保育施設の確認（利用定員）について
	1月	29日	第8回 子ども・子育て会議	
	2月	26日	市長報告	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て会議会長が市長に計画案を報告

○鹿児島市子ども・子育て会議条例

平成25年3月19日

条例第7号

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、鹿児島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員25人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、健康福祉局子育て支援部子育て支援推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(鹿児島市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 鹿児島市報酬及び費用弁償条例（昭和42年条例第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成26年12月22日条例第61号）

（施行期日）

1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第1条の規定による改正前の鹿児島市子ども・子育て会議条例第1条に規定する鹿児島市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第9条の規定により、同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項（同法第17条第3項の規定によるものに限る。）を調査審議することができる。

（鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

3 鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

鹿児島市子ども・子育て会議委員名簿（敬称略）

選任区分	委員名	職名等	備考
公募市民	白石 博子	—	
	新城 美保子	—	
	田中 久美	—	
	十島 真理	—	
	松下 利衣	—	
学識経験者	久留 一郎	鹿児島純心女子大学大学院人間科学研究科長	会長
	樋渡 三保子	やまびこ医療福祉センター医師	副会長
	前原 寛	鹿児島国際大学福祉社会学部児童学科教授	
	平嶋 慶子	鹿児島女子短期大学児童教育学科准教授	
保育教育関係団体	福重 陽一	鹿児島市保育園協会理事長	
	富永 宏	鹿児島市私立幼稚園協会会長	
	奥 善一	鹿児島市小学校校長会会長	
	永吉 まり	学校法人かごしま永吉学園理事長	
	楢松 基	鹿児島市児童クラブ連絡協議会運営研究会委員	
保健医療福祉関係団体	下川 優子	鹿児島市医師会理事	
	下田平 幸一	鹿児島市歯科医師会副会長	
	谷口 欣平	鹿児島市薬剤師会副会長	
	上野 ひとみ	鹿児島県看護協会助産師職能委員	
	森田 洋子	鹿児島県栄養士会理事	
	北方 耕藏	鹿児島市社会福祉協議会副会長	
各種団体	鬼丸 憲夫	鹿児島市民生委員児童委員協議会副会長	
	尾前 民子	鹿児島市母子寡婦福祉会会長	
	鉦之原 昌	鹿児島子どもの虐待問題研究会会長	
	脇野 佳枝	鹿児島市母親クラブ連絡協議会会長	
	東風平 朝盛	株式会社山形屋人事課長	

※所属団体、役職は、就任当時のものです。

鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項の調査検討並びに計画及びかごしま市すこやか子ども元気プラン（以下「プラン」という。）の進行管理をするため、鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な事項の調査検討。
- (2) 計画及びプランの進行管理。
- (3) その他計画の策定並びに計画及びプランの進行管理に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉局子育て支援部長をもって充てる。
- 3 副会長は、保健所長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局子育て支援部子育て支援推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
(かごしま市すこやか子ども元気プラン策定推進委員会設置要綱の廃止)
- 2 かごしま市すこやか子ども元気プラン策定推進委員会設置要綱（平成16年3月31日制定）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会委員
総務局総務部人事課長
企画財政局企画部政策推進課長
企画財政局財政部財政課長
市民局市民文化部男女共同参画推進課長
健康福祉局すこやか長寿部健康総務課長
健康福祉局福祉部地域福祉課長
健康福祉局子育て支援部子育て支援推進課長
健康福祉局子育て支援部保育課長
健康福祉局子育て支援部母子保健課長
健康福祉局子育て支援部こども福祉課長
健康福祉局福祉部障害福祉課長
健康福祉局谷山福祉部福祉課長
保健所保健予防課長
経済局経済振興部雇用推進課長
市立病院事務局総務課長
教育委員会事務局教育部学校教育課長
教育委員会事務局教育部保健体育課長
教育委員会事務局教育部青少年課長